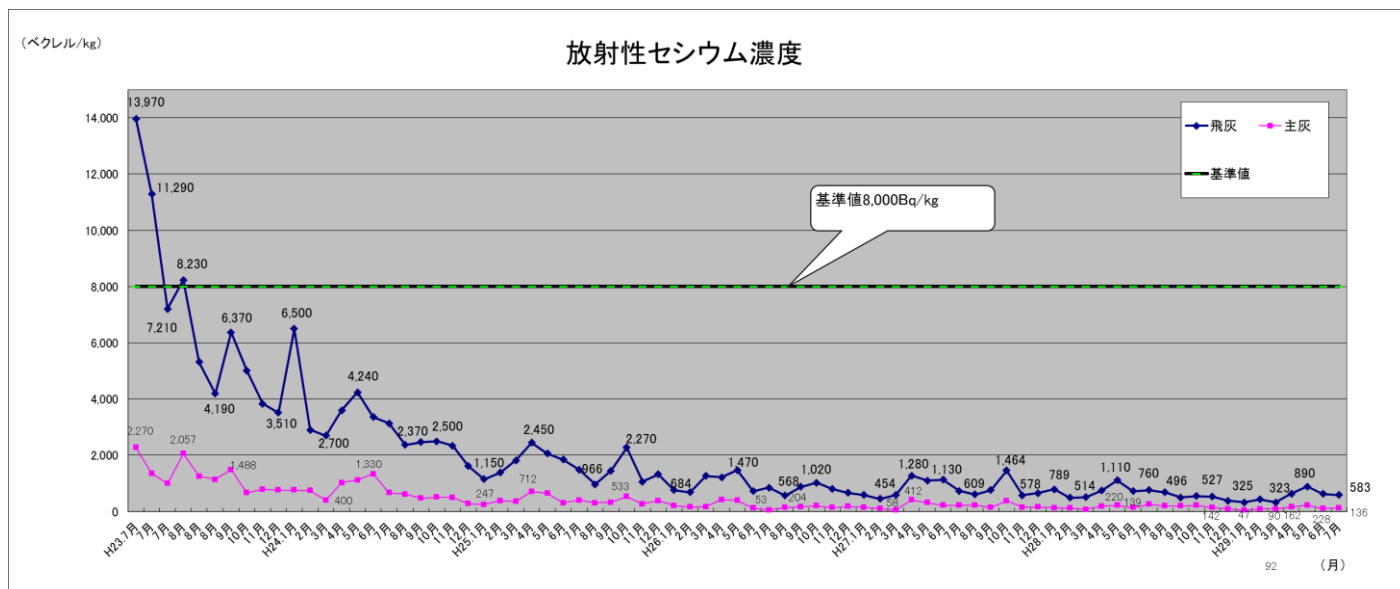


印西クリーンセンター放射性物質に関する報告

1 放射性物質の測定結果

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき月 1 回測定しています。

- 焼却灰（主灰・飛灰）の放射性セシウムの測定結果（セシウム 134 と 137 の合計値）



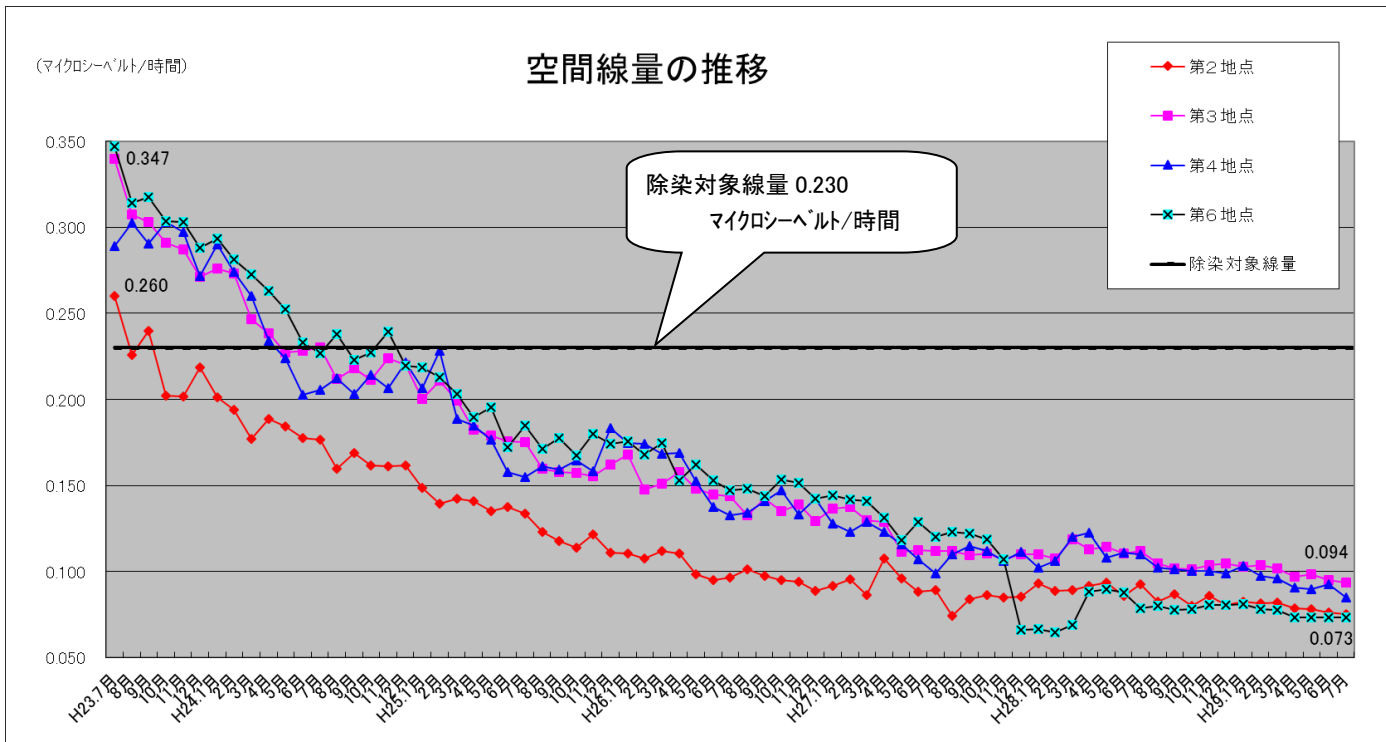
- 排ガス中の放射性セシウムの測定結果（セシウム 134 と 137 の合計値）

測定月	炉別	測定容器	分析の結果	検出下限値
平成 29 年 7 月	1 号炉	ろ紙部	不検出	2 (134 又は 137)
		ドレン部	同上	同上
	2 号炉	ろ紙部	同上	同上
		ドレン部	同上	同上
平成 29 年 6 月	2 号炉	ろ紙部	同上	同上
		ドレン部	同上	同上

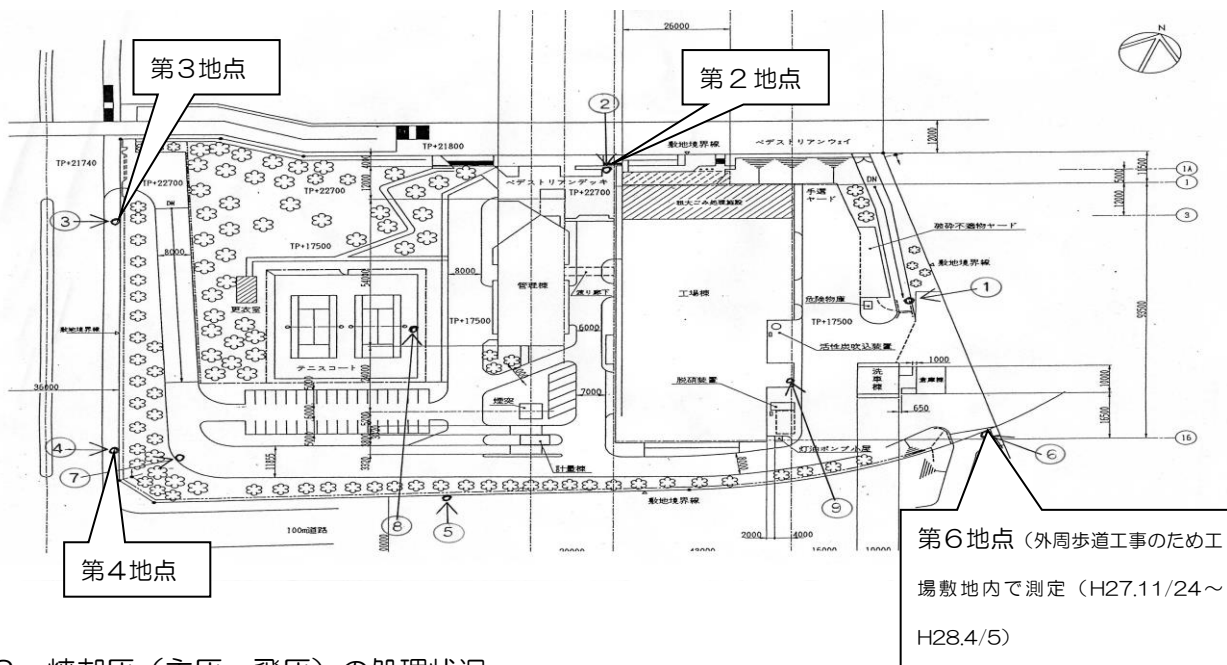
2 空間線量の推移

印西クリーンセンター敷地内及び敷地境界の9地点で週1回測定しています。

- 敷地境界4地点の空間線量月平均値（地上高100cm）



(測定位置図)



3 焼却灰（主灰・飛灰）の処理状況

放射性物質の測定結果により、基準値（8,000Bq/kg）以下を確認し、民間処理業者へ搬出・資源化（飛灰は全量）と印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立処分しています。

基準値を超えた飛灰（平成23年7月、8月発生の指定廃棄物）は130tあり、ドラム缶（252缶）・フレコンバッグ（120袋）に入れて一時保管しています。この指定廃棄物は国が

処分するものです。

（平成29年度：7月末現在）

区 分	搬 出 先	計画処理量	処 理 量
主 灰 （燃えがら）	印西地区一般廃棄物最終処分場で埋立処分	1,817 t	685 t
飛 灰 （ばいじん）	印西クリーンセンターで一時保管（指定廃棄物は印西市収集センター）	—	指定廃棄物約 130 t
主灰と飛灰 の混合灰	民間処理業者へ搬出・資源化 （ツネイシカムテックス埼玉 株：埼玉県） ※主灰対飛灰＝6対4	4,266 t （主灰 2,560 t、 飛灰 1,706 t）	1,320 t （主灰 792 t、 飛灰 528 t）
		<ul style="list-style-type: none"> ・4月 335 t（主灰 201 t、飛灰 134 t） ・5月 341 t（主灰 205 t、飛灰 136 t） ・6月 317 t（主灰 190 t、飛灰 127 t） ・7月 327 t（主灰 196 t、飛灰 131 t） 	

※四捨五入により t 単位で表記している。

資料 3

次期中間処理施設（新クリーンセンター）整備事業の状況等

平成 29 年 3 月 22 日付けで、新クリーンセンターの建設予定地(印西市吉田地先 約 2.6ha)の地元町内会組織である「吉田区」と整備協定を締結し、平成 40 年度の稼働開始を目途に

業務項目		業務内容等
建設予定地用地測量業務		内 容：建設予定地の確定測量（境界立会い等実施済） 受託者：鈴木測量設計(株) 期 間：平成 29 年 3 月～平成 29 年 10 月
建設予定地地質調査業務		内 容：建設予定地内のボーリング調査（3 本実施済） 受託者：サンコーコンサルタント(株) 期 間：平成 29 年 3 月～平成 29 年 10 月
建設 予定地 の 用地 買 収 関 係	建設予定地不動産鑑定業務	内 容：建設予定地の買収価格鑑定（終了） 受託者：(有)亀形不動産鑑定事務所・(有)杉田不動産鑑定事務所 期 間：平成 29 年 4 月～平成 29 年 6 月
	建設予定地物件補償調査業務	内 容：建設予定地内の物件補償額算定（立竹木等） 受託者：鈴木測量(株) 期 間：平成 29 年 4 月～平成 29 年 8 月
	税務署協議	内 容：土地譲渡所得の特別控除に係る事前協議 相 手：市川税務署（事前打合せ 5 回）
	地権者説明会	内 容：地権者へ用地買収の基礎的事項を説明 開催日：地権者の会との調整後 「(仮称)吉田資源循環センター施設用地地権者の会」発足（7 月 1 日）
	用地交渉	内 容：公簿面積による買収・個別交渉（地権者の会との調整後）
施設整備基本計画追加策定業務		内 容：清掃工場整備基本計画の追加検討（アクセス道路・水路等の地区外インフラ整備計画を含む）（素案作成中） 受託者：(株) エックス都市研究所 期 間：平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月
地域振興策基本計画策定業務		内 容：地域まるごとフィールドミュージアムの基本計画を検討（素案作成中） 受託者：(株) 流通研究所 期 間：平成 29 年 6 月～平成 30 年 3 月

平成 29 年度は、用地事務を中心とした下記業務を進めている。

平成29年度第2回環境委員会(9月2日(土))

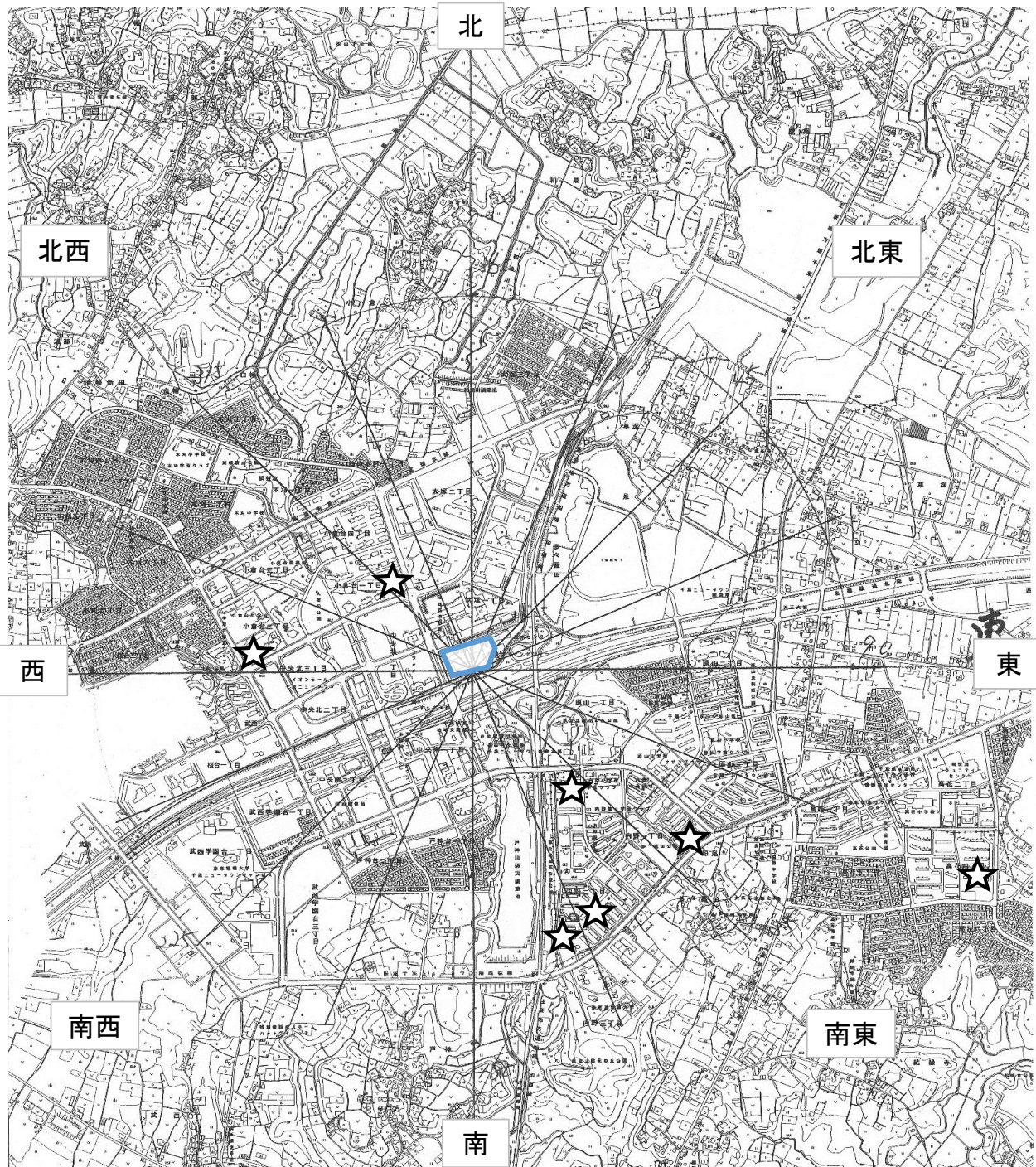
○印西クリーンセンター周辺臭気に関するモニタリング報告

(単位:回数)

		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		4月		5月		6月		計					
		臭い有	無	臭い有	無	臭い有	無	臭い有	無	臭い有	無	臭い有	無	臭い有	無	臭い有	無	臭い有	無	臭い有	無	臭い有	無	臭い有	無	臭い有	無	計	計		
北側地区	小倉台一丁目 アビック21自治会 (北西約450m)	風下側	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	2	1	11	12				
		風上又は横側	3	1	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	4	3	0	41	41			
		確認できない																									0	0	0		
	小倉台二丁目 オネックス自治会 (西約900m)	風下側	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	0	13	13			
		風上又は横側	1	2	3	3	3	3	5	5	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	4	0	39	39			
		確認できない			1																						0	1	1		
	一般通報	風下側																									0	0	0		
		風上又は横側																									0	0	0		
		確認できない																									0	0	0		
	計	風下側	0	4	0	5	1	2	0	2	0	1	0	1	0	0	0	1	0	2	0	1	0	2	0	3	1	24	25		
		風上又は横側	0	4	0	3	0	7	0	6	0	7	0	9	0	9	0	7	0	8	0	7	0	6	0	7	0	80	80		
		確認できない	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1		
南側地区	内野一丁目 東団地自治会 (南東約1000m)	風下側	1	2	1	3	5	5	3	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	32	32				
		風上又は横側	4	3	4	2						2														0	22	22			
		確認できない																								0	0	0			
	内野二丁目 西団地自治会 (南東約650m)	風下側				2			5	5	3	3														0	19	19			
		風上又は横側	5	5	5	3	2																			0	38	38			
		確認できない																								0	0	0			
	内野二丁目 南第二団地町内会 (南南東約1000m)	風下側		1		1	2	2	1	2	3	1	2	3	1											0	13	13			
		風上又は横側	5	3	4	4	2	3	4	2	2	4	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	0	41	41			
		確認できない																								0	0	0			
	内野二丁目 南第二団地町内会 (南南東約1050m)	風下側		1		2	2	3	3	1	1															0	13	13			
		風上又は横側	5	3	4	3	2	2	1	1	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	0	36	36			
		確認できない																								0	3	3			
高花四丁目 町内会 (東南東約2000m)	風下側	1		1	1	2	4	4	2	4															0	21	21				
	風上又は横側	3	5	3	3	2		1	2																0	30	30				
	確認できない																								0	0	0				
一般通報	風下側																									0	0	0			
	風上又は横側																									0	0	0			
	確認できない																								0	0	0				
計	風下側	0	2	0	4	0	2	0	9	0	11	0	19	0	16	0	12	0	15	0	3	0	4	0	1	0	98	98			
	風上又は横側	0	22	0	19	0	20	0	15	0	8	0	5	0	8	0	7	0	8	0	20	0	19	0	16	0	167	167			
	確認できない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	3			
合計	風下側	0	6	0	9	1	4	0	11	0	12	0	20	0	16	0	13	0	17	0	4	0	6	0	4	1	122	123			
	風上又は横側	0	26	0	22	0	27	0	21	0	15	0	14	0	17	0	14	0	16	0	27	0	25	0	23	0	247	247			
	確認できない	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	4			

※風下側には、「やや風下側」を含む。

☆ 臭気モニタリング地点(H28.7月～H29.6月)



平成29年第2回環境委員会 議題

平成29年9月2日(土)

〒270-1847 千葉県印西市内野

TEL/FAX 0476-

日時 平成29年9月2日(土) 10時

1) 採業報告

2) 工場移設の進行状況

3) 現在採業している工場の設備の改善の状況

4) その他

5) 文書へ回答お願、しす 5項目 別紙

回答は文書で

01-年度初めに環境委員に以下の文書の配布を求めるとしたが、希望者に配布となった。配布状況は？

(環境委員の引継ぎ状況を聞く限りでは配布は必須と思われる)

- (1) 印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書
- (2) 印西地区ごみ処理実施計画
- (3) 印西クリーンセンター維持管理に関する計画
- (4) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録
- (5) 印西クリーンセンター環境委員会細則
- (6) 環境用語解説
- (7) 緊急時対応マニュアル

02-環境省は指定廃棄物の指定解除のルールを定めた。(「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」の公布・施行、2016年04月28日)

千葉県内では指定廃棄物を保管する十市(柏市、松戸市、流山市、我孫子市、東金市、市川市、印西市、八千代市、野田市、千葉市、平成28年7月22日現在)のうち、環境省は千葉市との協議を行い、放射性セシウム濃度の再測定を実施、指定廃棄物の指定解除の通知書の交付を受けた。

- (1) その後、印西地区環境整備事業組合または印西市に環境省からの協議申し入れはあったか。
- (2) 2016年11月16日、環境大臣に対して松戸市、柏市、流山市、我孫子市、印西市の市長が最終処分場整備を要望したが、進捗はあったか？
- (3) 指定解除に向けて測定を行うことは予定されているか？
- (4) 現在の保管場所は印西市収集センターで印西市の所有で、組合の所有ではない。印西市公共施設等総合管理計画ではどのように記載されているのか？解決までの時期が見通せないまま、借用していいのか？

03-水銀対策の必要性

「水銀に関する水俣条約」の締約国が我が国を含めて50か国に達し、規定の発効要件が満たされたため、本条約は本年8月16日に発効しました。日本国内では、水銀汚染防止法の制定、大気汚染防止法や廃棄物処理法施行令等の改正が行われ、水俣条約の発効を受け、一部を除き条約発効日の8月16日に施行されました。

「水銀汚染防止法の制定、大気汚染防止法や廃棄物処理法施行令等の改正」の概要と印西クリーンセンターへの影響はいかなるものかをまとめて報告してほしい。

- (2) 平成29年度第1回印西クリーンセンター環境委員会 会議録(概要版)では、回答や質疑は時間の関係で記載がなく、その他の資料の26ページから27ページに「平成28年度第4回印西クリーンセンター環境委員会 会議録(概要版)の「質問7 水銀対策の必要性」で、「今後検討させていただきます」という部分は実行されているのか」の回答が記載されている。回答では検討の実態がわからないので詳細な説明を求めるものである。

04-平成28年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書

平成29年度第1回印西クリーンセンター環境委員会 会議録(概要版)では、「平成28年度第2回 印西クリーンセンター環境委員会会議録(概要版)の「質問7. 平成27年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書について

・平成28年6月 (1) データが付属していない理由は? (2) ごみ焼却状況は凡例がなく、また、月の区切りがわからない。こんな不親切は見たことがない。

【回答】 (1) 実績数値(データ)は、別途、配布資料「報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」に詳細(月別又は実施別)に載せています。

(2) 平成27年度印西クリーンセンター環境報告書については、(1)の操業状況等について、その全体概要を理解・把握するための資料として、住民側環境委員から提案されたもので、平成24年度から配布しています。ご指摘の点、関連資料との整合性を踏まえ、平成28年度報告書について調整したいと考えます。」と回答が記載されているが、平成28年度版はほとんど前年の報告書と同一である。これはいかなる理由か?」に対して、回答や質疑は時間の関係で記載がなく、その他の資料の27ページに「印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境」報告書は、報告事項1 操業状況及び公害防止協定に基づく環境測定結果についての全体概要を理解・把握するための資料と考えます。つきましては、実績数値(データ)は、報告事項1にて確認をお願いします。3ページ(2)ごみ焼却状況については、月の区切りをわかりやすくしましたが、凡例を付記し、11ページ以降の(2)放射性物質、(3)空間線量についてはデータを付属し、配布いたします。」と回答しているが、改善は不十分である。(データを付属すべきである。)

平成28年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書として見たときにデータがないのは不自然と思われる。

05-表-8)排ガス中の重金属測定(調査測定)の測定方法

平成29年度第1回印西クリーンセンター環境委員会 会議録(概要版)では、「表-8)排ガス中の重金属測定(調査測定)は測定対象物質として、(中略)印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書では、第6条(公害防止協定値)、第8条(調査測定等)に規定されている。また、第15条(事情変更による改定協議)が規定されている。組合の行為は印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書に違反している。このように違反行為を行っていたことは誠に遺憾であり、組合の謝罪と協定書の遵守の表明と実施を要求する。」に対して、「[甲委員]公害防止協定の中に測定方法が示されております。その協定を環境委員会の皆さんと結ばせていただいて、その後いろいろ変動があったと推測されます。そのときにしっかり環境委員会の皆さんにご説明していればよかったと思うのですが、当時やられていなかったのとの認識で、その辺についてもおわびを申し上げなければならぬと思っております。したがって、現在の正しい測定方法、また、測定方法がないのであれば、どのような形で測定をするかも一度調べさせていただき、協定に間違いとどうか、違いが出てるのであれば訂正をさせていただき、また協定案を協議させていただければと考えておりますので、よろしくご理解ほどお願いしたいと思います。」という回答がありました。

協定書等に関する調査の進捗状況は?

○自治会側からの質問事項に対する回答書

質 問 事 項	回 答
<p>1. 環境委員会配布文書について 年度初めに環境委員に以下の文書の配布を求めるとしたが、希望者に配布となった。配布状況は？ (環境委員の引継ぎ状況を聞く限りでは配布は必要と思われる) (1) 印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書 (2) 印西地区ごみ処理実施計画 (3) 印西クリーンセンター維持管理に関する計画 (4) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録 (5) 印西クリーンセンター環境委員会細則 (6) 環境用語解説 (7) 緊急時対応マニュアル</p>	<p>(1) 印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書 3部、(2) 印西地区ごみ処理実施計画 2部、(3) 印西クリーンセンター維持管理に関する計画 3部、(4) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録 3部、(5) 印西クリーンセンター環境委員会細則 1部、(6) 環境用語解説 1部、(7) 緊急時対応マニュアル 3部、委員数としては4名の方からご希望があり、配布させていただきました。</p>
<p>2. 指定廃棄物の指定解除ルールに伴う方針等について 環境省は指定廃棄物の指定解除のルールを定めた。「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」の公布・施行、2016年04月28日)千葉県内では指定廃棄物を保管する十市(柏市、松戸市、流山市、我孫子市、東金市、市川市、印西市、八千代市、野田市、千葉市、平成28年7月22日現在)のうち、環境省は千葉市との協議を行い、放射性セシウム濃度の再測定を実施、指定廃棄物の指定解除の通知書の交付を受けた。 (1) その後、印西地区環境整備事業組合または印西市に環境省からの協議申し入れはあったか。 (2) 2016年11月16日、環境大臣に対して松戸市、柏市、流山市、我孫子市、印西市の市長が最終処分場整備を要望したが、進捗は</p>	<p>(1) 環境省からの協議申し入れはありません。 (2) 印西市より「国からは進捗するようなお話は、今のところ伺っておりません」との回答がありました。 (3) 指定廃棄物については、国が処理をすることとなっております。指定解除をすることで処理を実施する責任が国から自治体へ移ります。指定を解除された廃棄物の受け入れ先を確保することが難しい現時点において、指定解除に向けての測定を行う予定はありません。 (4) 印西市公共施設等総合管理計画では、「(現況と課題)○平成8年度に供用を開始し、平成22年度をもって中止となった都市廃棄物空気輸送事業で利用されていた施設で、現在は、共同溝監視施設及び災害時の備蓄倉庫等として、一部活用されています。○東日本大震災の際に発生した指定廃棄物の仮置き場となっております。(基本方針)「都市廃棄物空気輸送事業施設収</p>

<p>あったか？</p> <p>(3) 指定解除に向けて測定を行うことは予定されているか？</p> <p>(4) 現在の保管場所は印西市収集センターで印西市の所有で、組合の所有ではない。印西市公共施設等総合管理計画ではどのように記載されているのか？解決までの時期が見通せないまま、借用していいのか？</p>	<p>東事業方針(平成25年6月)」により、耐用年数(38年間)経過後を目途に、建物の取り壊しを行うこととしています。」とされています。印西市収集センターは、印西市所有の土地であり、今後市としての有効活用が図られる可能性はあるかと思いますが、組合としましては、現状のまま保管をお願いせざるを得ないと考えています。</p>
<p>3. 水銀対策の必要性について</p> <p>「水銀に対する水俣条約」の締約国が我が国を含めて 50 か国に達し、既定の発効要件が満たされたため、本条約は本年8月16日に発効しました。日本国内では、水銀汚染防止法の制定、大気汚染防止法や廃棄物処理法施行令等の改正が行われ、水俣条約の発効を受け、一部を除き条約発効日の8月16日に施行されました。「水銀汚染防止法の制定、大気汚染防止法や廃棄物処理法施行令等の改正」の概要と印西クリーンセンターへの影響はいかなるものかをまとめ報告してほしい。</p> <p>(1) 平成29年度第1回印西クリーンセンター環境委員会 会議録(概要版)では、回答や質疑は時間の関係で記載がなく、その他の資料の 26 ページから 27 ページに「平成28年第4回印西クリーンセンター環境委員会 会議録(概要版)の「質問7 水銀対策の必要性」で、「今後検討させていただきます」という部分は実行されているのか」の回答が記載されている。回答では検討の実態がわからないので詳細な説明を求めるものである。</p>	<p>大気汚染防止法が改正され、来年4月から施行の見込みです。</p> <p>内容は、排ガスの水銀に排出基準値(既設は $50 \mu\text{g}/\text{N m}^3$)及び測定頻度(半年に1回以上)が設けられました。</p> <p>当組合としては、来年度の環境測定で対応する予定をしています。</p>
<p>4. 平成28年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書について</p> <p>平成29年度第1回印西クリーンセンター環境委員会 会議録(概要版)の「質問7、平成 27 年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書について・平成 28 年 6 月(1)データが</p>	<p>全てのデータを付属した報告書(参考)を作成し、次回(12月)の環境委員会開催前に自治会側代表者にお渡ししますので、ご検討いただきたいと思います。</p>

付属していない理由は？(2)ごみ焼却状況は凡例がなく、また、月の区切りがわからない。こんな不親切は見たことがない。【回答】(1)実績数値(データ)は、別途、配布資料「報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」に詳細(月別又は実施別)に載せています。(2)平成27年度印西クリーンセンター環境報告書については、(1)の操業状況等について、その全体概要を理解・把握するための資料として、住民側環境委員から提案されたもので、平成24年度から配布しています。ご指摘の点、関連資料との整合性を踏まえ、平成28年度報告書について調整したいと考えます。」と回答が記載されているが、平成28年度版はほとんど前年の報告書と同一である。これはいかなる理由か？」に対して、回答や質疑は時間の関係で記載がなく、その他資料の27ページに「印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書」は、報告事項1 操業状況及び公害防止協定に基づく環境測定結果についての全体概要理解・把握するための資料と考えます。つきましては、実績数値(データ)は、報告事項1にて確認をお願いします。3ページ(2)ごみ焼却状況については、月の区切りをわかりやすくしましたが、凡例を付記し、11ページ以降の(2)放射性物質、(3)空間線量についてはデータを付属し、配布いたします。」と回答しているが、改善は不十分である。(データを付属すべきである。)平成28年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書として見たときにデータがないのは不自然と思われる。

<p>5. 排ガス中の重金属測定(調査測定)の測定方法について</p> <p>平成29年度第1回印西クリーンセンター環境委員会 会議録(概要版)では、「表-8)排ガス中の重金属測定(調査測定)は測定対象物質として、(中略)印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書では、第6条(公害防止協定値)、第8条(調査測定等)に規定されている。また、第15条(事情変更による改定協議)が規定されている。組合の行為は印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書に違反している。このように違反行為を行っていたことは誠に遺憾であり、組合の謝罪と協定書の遵守の表明と実施を要求する。」に対して、「[甲委員]公害防止協定の中に測定方法が示されています。その協定を環境委員会の皆さんと結ばせていただいて、その後いろいろ変動があったと推測されます。そのときにしっかり環境委員会の皆さんに説明していればよかったと思うのですが、当時やられていなかったとの認識で、その辺についてもお詫びを申し上げなければならぬと思っております。したがって、現在の正しい測定方法、また、測定方法がないのであれば、どのような形で測定をするかも一度調べさせていただき、協定に間違いというか、違いが出てくるのであれば訂正をさせていただき、また協定案を協議させていただければと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。」という回答がありました。協定書等に関する調査の進捗状況は？</p>	<p>重金属測定の測定方法につきましては、次回の環境委員会で案を示し、来年度の環境委員会では新しい測定方法を採用出来ればと考えております。</p>
<p>6. 排ガス測定値掲示板について</p> <p>測定値に対し、規制値・協定値の表示がなく比較ができないため表示をお願いしたい。また、測定値の精度をあげた表示はできないか。</p>	<p>規制値・協定値については、表示をいたします。</p> <p>既設の掲示板において、ばいじん測定値の表示が小数点以下第2位までのため、測定値が低い場合 0.00mg/N m³と表示されます。より精度の高い値を表示するためには、掲示板自体を交換しなければならないので、現状の表示にてご理解をいただければと思います。</p>